

令和元年 1 1 月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和元年11月総会

萩市農業委員会総会議事録

11月19日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第65号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第66号 農用地利用集積計画の決定について
議案第67号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第68号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第69号 登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果について
議案第70号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

1番	原 田 知 美	2番	中 村 博 和
3番	原 川 久美子	4番	小野村 壽美夫
欠席	藤 田 芳 昭	6番	岡 崎 弘 明
7番	長 富 繁 美	8番	鳥 田 茂 夫
欠席	品 川 民 雄	10番	田 村 廣
11番	吉 村 榮 子	12番	守 永 正 範
13番	松 田 由美子	14番	矢 次 利 典
15番	鈴 川 肇	16番	佐 伯 泰 資
17番	吉 村 剛	欠席	尾 木 武 夫
19番	片 岡 兼 雄		

○議事録署名委員

4番 小野村 壽美夫 15番 鈴 川 肇

○議 事

事務局長 只今から、令和元年11月萩市農業委員会総会を開催いたします。

農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、4番 小野村委員、15番 鈴川委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第64号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第64号第1項についてご説明します。議案は2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積3,577㎡です。

譲受人は、●●●、●●●、●●●さんで、耕作面積は47,314㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは●●●地区に所有の田がありますが、申請地は離れた地区にあること、また、農業後継者がいないことから売り渡すこととし、譲受人の●●●は、規模拡大の意向があり、譲渡人からの申し出があったことから、双方連名により本申請に至ったものです。●●●は、●●●さんをはじめ、30代の組合員で野菜栽培を行っており、耕作地は主に●●●の●●●地区にありますが、●●●地区にも借り受けて耕作している農地があり、約4町7反の農業経営をされています。

次に場所ですが、現地については11月8日、●●●地区担当の●●●農業委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から、西へ約900mの地点にあり、着色した箇所となります。ここが●●●になります。こちらが中学校で、ここを渡ってこちらの箇所になります。

営農計画ですが、申請地はこれまで水田として利用されていましたが、取得後は白ネギ又はキャベツ等、露地野菜を栽培される予定です。

農機具の保有状況は、トラクター2台、乗用管理機1台、作業運搬車1台、軽トラック2台を保有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきましては、只今、事務局より説明がありましたとおり、事務局と地元の推進委員と私の3名で現地確認を11月8日午前に行っています。この農地については、私が6年くらい利用権を設定して耕作しておりました。持ち主には二人の子供さんがいらっしゃいますが、農業をする意思がなく、今説明がありましたように、よその部落、私の部落の下の方になりますが、私が利用権を解約したらそこを作らなくなると周辺の人に迷惑が掛かるということで、持ち主の方が早く処分したいということのようです。●●●は●●●で、6反少しの白ネギ栽培を行っておりますが、これに基づいて白ネギを植えると言われておりましたので、何の問題もないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、議案第64号第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積1,180㎡
外1筆、合計1,210㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は10,844㎡、
内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人
は、●●●、●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、これまで申請地を●
●●に預けていましたが、今年度で契約が切れるため、この機会に
近隣の田んぼを所有している譲受人の●●●さんに贈与を申し出た
ところ、合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。譲
受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田が約9反、畑が約1反の
あわせて1町の農業経営に従事されおり、年間農作業従事日数は、
ご本人さん250日、奥さん250日、お母さんが100日となっ
ています。

次に場所ですが、現地については、11月11日、●●●地区担
当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。
申請地は、●●●から、北へ約4.8kmの地点にあり、着色した箇
所となります。●●●さんの自宅から約500mの位置にあります。
●●●さんのお宅がここで、●●●から●●●に抜ける市道がござ
いますが、ここが最後の家で、ここに萩焼きの窯があり、少し外れ
になりますが、道路側になります。

営農計画ですが、申請地はこれまで田として利用されており、取
得後も水稻作付を行う予定です。

農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、バイン
ダー、動力噴霧器、草刈機、軽トラックを保有されています。以上、
農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満
たしています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足
説明をお願ひします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 8 番 この案件につきましては、11月11日、事務局2名、贈与を受けられます●●●さん夫婦、●●●推進委員と私の6名で現地を確認させていただきました。●●●さんはもともと●●●さんと同じ地区に住んでおられた方でございます。又、●●●さん自身も退職後、熱心に農業に取り組んでおられますので、この贈与を受けられた関係で、経営拡大、安定に繋がるものだと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
これは、法人がこれまで作っておられたのが作られないということですが、何か理由があるのでしょうか。

事 務 局 ご本人様が、売却したいということで、買われる方がいらしたので、●●●さん自体は、取得して法人に預けるという意向まではなかったようでございます。

議 長 田の状況が悪く、法人の●●●の場合は、条件の悪い田は返していくという話を聞いていますが、その類ですか。

事 務 局 この前、総会があつて、利用権の更新を決定することだったのですが、この件は関係なかったようです。

(●●●委員が挙手)

第 8 番 この圃場につきましては、そんなに悪い圃場ではないです。しかし、法人としましても、少しでも離してやっていこうという方針でありまして、そのような事情の中の案件でもあります。

議 長 ●●●は、一法人で、全部をカバーするという趣旨でつくられた法人ですが、当時はよかったのですが、だんだん高齢化も進みまして、その辺りが十分でないということで、法人の負担が大きくなって、これ以上はやっていけないということで、厳しい状況に陥って、今回のこのような贈与ということになったのだろーと思います。責任者の方も以前そのようなことを言っておられました。これはここだけの問題ではなく、他の法人でも、このような事例がでてくるのではなかろうかと思います。

それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、議案第64号第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積375㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は2,977㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で耕作管理が困難なこと、農業後継者もいないことから譲り渡すこととし、譲受人の●●●さんは、申請地が自宅のすぐそばであることから、●●●さんの申し出に応じ、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田と畑あわせて約3反の農業経営に従事されており、年間農作業従事日数は、ご本人さん150日、奥さんが20日、息子さんが10日となっています。

次に場所ですが、現地については、11月6日、●●●地区の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●から、東へ約300mの地点にあり、着色した箇所となります。こちらが、●●●です。●●●がここで、●●●の山際で、国道側になります。●●●さんの自宅はこちらです。申請地はここです。

営農計画ですが、申請地の一部には果樹が植えられており、取得後、野菜及び果樹の植付けを予定しています。

農機具の保有状況は、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台、バインダー1台、軽トラック1台を保有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 2 番 この件につきましては、11月3日午後、事務局2名と●●●委員、●●●委員、当事者の●●●さんと私で現地確認を行いました。内容につきましては、先程、事務局が説明したとおりでございます。現在、●●●さんは●●●に住んでおられ、遠隔地で耕作が困難なため、その物件は除草シートで覆われており、草は生えておりません。購入者の●●●さんは陶芸家でもあり、農業も熱心にされております。この物件につきましては、家の隣ということで、自己所有地を新たに取得され、作っていく予定でございます。今回●●●さんの方から購入してほしいとの申し出があり、快諾されたようです。これは別のことですが、●●●さんの実家も今、●●●歳の奥さんも一人で暮らしておられますが、歳をとったら●●●を離れるという話があり、大変ショックなのですが、これは売らない方がいいのではとも思いますが、田が荒れては困りますので。以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

事 務 局 それでは、議案第64号第4項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積2,850㎡、外4筆、田の面積が2,850㎡、畑が9,182㎡、合計12,032㎡です。譲受人は●●●、●●●で、耕作面積は590,679㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、●●●で営農を継続

されている営農者の一人ですが、営農者の耕作地を集約するため昨年3月に別の場所に農地を求め取得されており、申請地については、●●●の経営地として耕作してもらうため売り渡すこととし、このたび、双方連名により申請書が提出されたものです。

譲受人の●●●は、農地所有適格法人で、甲賀市、淡路市、岸和田市、萩市に農地を保有し、すでに●●●周辺で、オリーブ事業を実施されており、今回は先月に引き続いての申請となります。年間農作業従事日数は、役員4名で730日、雇用が6名で延べ250日となっており、雇用については今後4名増員の予定です。

次に場所ですが、現地については、11月7日、●●●地区の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から、北東へ約5.4kmの地点にあり、着色した箇所となります。ここが●●●で、こちらにハウスがあります。こちらが●●●の交流施設となり、この真ん中辺りの生産組合に近いところになります。

議 長 こちらの全体図の方で説明をお願いします。

事 務 局 こちらの●●●全体になります。今回の申請地はこことこことこになります。先般からだいぶ買われています。来月もう一件出てくるというお話がありますので、今後も何件か申請があると思われます。

議 長 朱色は●●●が取得した部分、緑色が今回取得した部分、紫色がそこに残って農業を継続された方の持分になるようです。

事 務 局 営農計画ですが、取得後は、オリーブを栽培される予定です。
農機具は、軽トラック1台、3トンダンプ2台、トラクター1台、モア2台、バックホー1台を保有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 本件につきましては、11月7日に現場を確認に行ってまいりました。今日は●●●委員が欠席でございますので、私から説明いたします。今事務局から説明がありましたが、オリーブの関連事業ということで、何の問題もないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

事 務 局 それでは、議案第64号第5項についてご説明します。
説明の前に議案の訂正をお願いします。議案書3ページ、4ページ及び5ページの●●●の耕作面積が、92,918㎡になっていますが、正しくは218,261㎡です。申し訳ありません。218,261㎡に訂正をお願いします。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積12,086㎡外31筆、合計92,918㎡です。

譲受人は、●●●、●●●で、耕作面積は218,261㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●です。

申請の理由ですが、●●●地区で畜産業を営んでいる●●●さんは、これまで組合員等が所有している農地を借り受けて耕作されていましたが、このたび所有者から法人へ売り渡すこととなり、●●●の農地売買等事業を活用して農地を取得するもので、10月に所有者から●●●への所有権移転が完了したため、このたび、●●●から●●●へ所有権移転するための申請書が提出されたものです。譲受人の●●●は、肉用牛の繁殖・肥育一貫経営をされており、認定農業者であり、約22町の農地を耕作管理されています。

次に場所ですが、現地については11月7日、●●●地区の●●●委員さん、●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は、

●●●から東へ約3.2kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。●●●ですが位置としては、●●●と●●●の境界になります。

営農計画ですが、取得後もこれまでどおり、飼料作物の栽培をされる予定です。

農機具の保有状況は、トラクター5台、牧草収穫作業機械、ショベルローダ5台、フォークリフト2台、トラック6台等を所有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 今事務局が申されたとおりでございまして、11月7日に現地確認に行っていました。●●●は昭和からずっと営農されてこられました。一時期は危機的な状況で大変でしたが、今は優秀な法人であります。お金が出来たから自分達の生産組合の農地にしたいということで、この度農地を集められるという経緯ですので、何の問題もないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

事 務 局 それでは、議案第64号第6項についてご説明します。

説明の前に議案の訂正をお願いします。議案書5ページの●●●さんの耕作面積が、57,500㎡になっていますが、正しくは3

9, 356 m²です。何度も申し訳ございません。39, 356 m²に訂正をお願いします。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積8, 611 m²外5筆、合計面積57, 500 m²です。譲受人は、●●●、●●●さんで、耕作面積は39, 356 m²、内容は畑です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんは申請地を借り受け、柚子を栽培されていますが、近年ようやく本格的な出荷ができるようになったことから、申請地を買い受けたいとのことで、譲渡人の●●●さんに申し入れたところ承諾され、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、申請地以外にも約4町の畑を借り受けて柚子の栽培を行っており、年間農作業従事日数は、ご本人さん150日、奥さん150日で、ご夫婦で耕作をされています。

次に場所ですが、現地については、11月7日、●●●地区の●●●委員さん、●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から、北へ約2.5kmの地点にあり、着色した箇所となります。ここが現地でございますが、●●●と●●●地域の境になります。

営農計画ですが、申請地には柚子が植えられており、取得後も継続して柚子の栽培をされる予定です。

農機具の保有状況は、刈り払い機3台、トラクター1台、トップカー1台、ミニ耕運機1台、乗用草刈機2台を保有されています。以上、農地法第3条第2項各号には、該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 番 11月7日に現地確認をしてまいりました。局長の●●●さんをぜひ連れて行きたかったのですが、昭和の終わりくらいに農地開発をしまして、●●●の●●●さんが国産の柚を作りたいと、柚を作

られて10年くらい経つのですが、無農薬で作って、国外へ輸出したいという話が出たのですが、その時は差し止めがありました。しかし、この間もテレビに出てましたが、果汁を外国へ輸出するような話も出ております。意気込みはたいしたものだと思っております。●●●さんは、前は●●●の副社長でございましたが、最近は一社員になられたようです。●●●さんがそこの所有者で柚を栽培されておられましたが、このたび亡くなられて、●●●さんに継ぐということで、そこの維持管理が年寄りには難しいなどの理由から譲られた経緯でございます。何も問題もないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項と第2項は関連がありますので同時審議といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第65号第1項と第2項についてご説明します。議案は7ページです。11月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●から南東へ1.3km、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

第1項申請地は、●●●、登記地目は田、現況地目は畑、面積713㎡のうち359㎡です。

第2項申請地は、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積112

m²です。場所ですが、●●●を上がって行って、●●●に抜ける道から入った所になります。第1項申請地はこちらで、第2項申請地はこちらになります。後で説明しますが、こちらの土地の所有者の●●●さんの自宅がこちらになります。

第1項の転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、所有者の●●●さん所有の住宅が老朽化したため、転用者の●●●さんが義理の祖母にあたる●●●さんの農地を借り受け、農家住宅を建設するもので適当です。

第2項の転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、先ほどの第1項になりますが、転用者の●●●さんが住宅を新築するにあたって、前面の道路が狭隘なため、申請地を取得し道路を拡張するもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、第1項の周囲は所有者の宅地と農地があり、東側は公衆用道路、第2項の周囲は公衆用道路と水路のためいずれも問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、第1項の申請地ですが、このように住宅を建設し、前側に駐車場3台を設けます。第2項のつきましては、この赤で囲ったところになりますが、こちらを道路として使用するものです。

用排水計画ですが、雨水は進入路に新設する側溝から東側水路へ、汚水は敷地内に浄化槽を設置し東側水路へ排水させるもので適当です。

被害防除計画ですが、住宅の方ですが、やまずりで地ならしし、残りの農地との境界にはブロック塀を設置するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。第2項につきましても、地ならしして整地し、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長

説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 4 番 今回の事務局の説明のとおりで、11月5日に事務局2名、●●●推進委員、私の4名で確認しました。今言われたように二世帯住宅の農家住宅を建てられるということで、別に、何の問題もありませんでした。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。
この道路は新設ですか。

(質問、意見なし)

事務局 現地確認した時にお伺いしたところ、この辺の方、皆さんから少しずつ土地を出し合って道路という形になっています。こちらについては、まだ舗装されてない所もありましたが、農地として使われてない状況でして、道路として整地します。

議 長 家がずっとありますが、奥まで道路ですか。私道ですか。

事務局 私道になります。

議 長 今お聞きしたのは、何か災害があった場合、個人名義のものには、なかなか市も関与してくれないことがあり、水道や下水道を入れる場合など、その辺が問題になってきます。公衆道路になっておればいいのですが。たとえば、私が耕作している●●●の●●●の前ですが、30年くらい前に宅地造成したのですが、一部の道路が私名義で残っており、公共下水が、他の地区は全部入ったのですが、そこだけ入れられないということがありました。それでどうされたかという、その関係者が名義人をお願いしてお金を出して市道として市に寄付するという形で、入れてもらえた経緯があります。道路の名義については気をつけておかないと後々災いの元となることがあります。少し知らないことを申しましたが、そういうことでございます。それでは第1項・第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項・第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第66号を説明いたします。

説明の前に議案の訂正をお願いします。別綴が2冊ありますが、農地中間管理事業による利用権設定状況の●●●地域の新規の件数が9件を1件、再設定の件数を40件から36件になります。それと、厚い冊子の方が新規設定するものの欄と更新するものの欄の数値が入れ代わっております。大変申し訳ございません。

集積計画の作成について、基盤強化法第18条第1項の規定により、同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとされています。集積計画について市からの諮問がありましたのでご審議いただきます。それでは、お手元におくばりしている、別冊の、農地中間管理事業による利用権設定状況、令和年12月1日現在の資料をご覧ください。

この表は、12月1日に農地中間管理事業により設定される利用権の内容を示したもので、全地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。左から、令和元年12月1日新規及び再設定されるものの合計は、37件、筆数202筆、田の面積が232,218㎡、畑の面積が1,387㎡合計233,605㎡です。内容は全て●●●地域の●●●です。

次に、もう一部の利用権設定状況、令和元年12月1日現在の資料をご覧ください。以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。左から、新規に設定されるものの合計は、全地域で件数47件、筆数121筆、田の面積が149,016㎡、畑の面積が20,007㎡です。期間満了となり、引き続き更新するものの合計が件数232件、筆数463筆、田の面積が654,979㎡、畑の面積が86,190㎡です。令和元年12月1日新規及び更新の利用権設定は、件数279件、筆数584筆、田の面積が803,995㎡、畑の面積が106,197㎡、合計で910,192㎡となります。以上、本集積計画において、利用権設定等を受ける者は、基盤強化法第18条第3項の受け手の要件を満たしていると考えます。又今回間に合わなかったものについては、次回以降、お配りいたし

ます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員が挙手)

第10番 生年月日が間違っていないですか。ミスプリントでは。

事務局 申し訳ございません。間違っておりました。

第6番 後日、もう一度訂正して整理したものを差し替えしたらどうですか。

事務局 集積計画の方ですが、大変ミスプリントなど多く、ご迷惑をおかけして申し訳ございません。訂正したものについては、後日整理してお渡しいたします。内容については、間違いございませんので、これでご審議いただけたらと思います。申し訳ございませんでした。よろしくをお願いいたします。

議 長 先程、事務局より説明がありましたように、この案件につきましては、今月末で期限が切れて、12月1日より貸し借りが成立するという審議をするわけです。これを今審議しておかなければ、間に合わないということなので、生年月日の間違いはありますが、内容については間違いがないという判断でもって、一応ここで認めていただき、そして、指摘のあった部分の訂正、差し替えを後日していただくということで、皆様の了承を得たいと思いますがどうでしょうか。

(全員賛同)

議 長 それではそのように取り扱わせていただきます。採決いたします。議案第66号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第66号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第67号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第67号第1項についてご説明いたします。議案は10ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、●●●、登記・現況地目ともに田、面積1,298㎡のうち999㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は農家住宅と農業用倉庫の建設です。

当該地につきましては、農業振興区域内の農用地区域ですが、東側は宅地、北側は雑種地、南側と西側を市道に囲まれた農地で、一団の農地の縁辺部にも位置しており、農家用住宅の建築のための除外で、事業規模も適正で、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

今後の手続きとしましては、通常農地転用と同様に今回は農地法5条の申請書が提出され、農業委員会総会で審議となります。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第67号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第68号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。第1項から第7項まで一括して、説明をお願いします。

事 務 局 議案第68号農地法第18条第6項の規定による通知について第1項から第7項まで一括してご説明いたします。議案は12ページ

からです。

第1項、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1, 965㎡、賃借人は●●●の●●●さん、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は自作されます。

第2項、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積577㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は3条申請により別の耕作者が所有権を取得します。

第3項、●●●、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積1, 210㎡、賃借人は●●●の●●●で、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は3条申請により別の耕作者が所有権を取得します。

第4項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積21, 164㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の中●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の耕作者と利用権設定をされます。

第5項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積2, 038㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の耕作者と利用権設定をされます。

第6項、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積7, 071㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は自作されます。

第7項、●●●、地目、登記・現況ともに畑、面積57, 500㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は3条申請により賃借人が取得されます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。かなりの面積が合意解約ということですが、これの理由は何ですか。

事 務 局 第4項につきましては、●●●さんがかなりの面積を耕作されていましたが、経営を水稻から他の経営にシフトされるようで、それから、第6項につきましても、●●●さんが経営縮小されるようです。

議 長 第4項については、他に耕作者が決まっているということですね。第6項については、自作ということですね。相手がいない、荒廃地にならないように、地元の委員さんにはご協力をお願いしておきま

す。

(原田委員が挙手)

第 1 番 第6項の件なのですが、自作となっていますが、●●●さんは現在、老人ホームなので、自作はどうか、私の方で確認しておきます。

議 長 事務局にもお願いしておきますが、このような場合、今●●●委員さんの言ったように、小作が出来るかどうか確認して、荒廃の恐れがあるようなら次を探すとか、ここはもう耕作出来ないから切り捨てようとか、しかたがないとは思いますが、曖昧な表現での書類、案件の提出は控えてもらいたいと思います。他に発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 それでは特に発言がないようですので、議案第68号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第69号「登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果について」を議題とします。第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第69号登記官からの農地の転用事実に関する照会書に対する調査結果についてご説明いたします。議案は15ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

登記官からの農地の転用事実に関する照会につきましては、登記地目が農地である土地の、農地以外の地目への地目変更登記申請があった時に、農地に該当しない旨の県知事または農業委員会の証明書か、転用許可があったことを証する書面が添付されていない場合、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について、登記官から照会があるものです。この処理につきましては、2週間以内に回答することと国から通知が出ており、事務局長専決事項として調査結果を回答しましたので、ご報告するものです。

本件につきましては、令和元年11月1日付けで、山口地方法務局萩支局登記官から農地の転用事実に関する照会があったものです。当該土地は●●●さん名義で、申請は相続人の●●●の●●●さんになります。対象となる土地は、●●●、登記地目は畑、面積788㎡ 外6筆、合計で6,286㎡です。11月7日に、●●●委員さんと事務局とで現地を確認したところ、長年にわたって耕作した形跡がなく山林化しており、非農地として11月11日付けで調査結果を回答したものです。場所ですが、●●●地区で、こちらに●●●があり、この3、4箇所の緑で着色したところが申請地になります。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。普通なら、この件は非農地証明で済むのですが、事前に持ち主の方が登記所へ申し出られて、どうなっているのか登記所の方から農業委員会へ質問があり、こういう手続きがされたということです。よろしいですか。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは特に発言がないようですので、以上で議案第69号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議長 議案第70号「現況確認書の交付について」を議題に供します。

議長 第1項から第2項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第70号についてご説明いたします。議案は17ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から東へ1.1kmに位置するこちらになります。●●●、●●●の方から●●●の●●●の方に向かって行って、●●●の手前の●●●さんの隣の緑で着色した箇所になります。●●●、登記地目は畑、面積79㎡、申請人は●●●の●●●さん、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は隣接する土地に昭和29年及び47年

に住宅を新築後、昭和51年に増改築し、住宅敷地として利用され、現在に至っているもので、11月1日に●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は申立てどおり、木造瓦葺2階建ての住宅敷地として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

第2項申請地は、●●●から西へ1kmに位置する●●●地区になりますが、●●●がこちらで、上の方が●●●になって、●●●がこちらになり、緑で着色した箇所となります。●●●、登記地目は畑、面積18㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は昭和46年に新築し、昭和54年に増築の住宅敷地として利用され、現在に至っているもので、11月1日に●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は申立てどおり、木造瓦葺2階建ての住宅敷地として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第70号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和元年11月19日

萩市農業委員会会長 片岡 希雄

委員 小川 邦夫

委員 鈴川 肇